

令和 7 年度中山間地域等直接支払制度の 近畿農政局管内の実施状況

耕作放棄地の増加などにより多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、農業生産活動等の継続による多面的機能の確保を図るため、中山間地域等直接支払制度が平成12年度から実施されています。

平成27年度からは、農業や集落を将来にわたって維持するための取組への支援を強化した第4期対策（平成27年度～平成31年度）として実施しています。また、同じく平成27年度からは、法律に基づいた安定的な措置として実施しています。

令和7年度から第6期対策（令和7年度～令和11年度）となり、多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎作りを推進する改正が行われています。

近畿管内における令和7年度末時点の実施状況は、以下のとおりです。

近畿農政局管内の実施状況の概要

近畿農政局管内	
○交付市町村数	93 市町村
○協定数	2,013 協定
○交付面積	24,315 h a
○交付総額	3,613 百万円

〔 令和 8 年 8 月 H P 公表 〕

1. 交付市町村数

令和7年度に中山間地域等直接支払交付金を交付した市町村（以下「交付市町村」という。）は93市町村（対前年+1）です。これは協定を締結する上での指針となる促進計画を策定した97市町村の96%（対前年±0）にあたります。

（単位：件数、％）

府県	令和7年度			
	市町村数	促進計画策定市町村数	交付市町村数	交付市町村率
		①	②	②/①
滋賀県	19	11	11	100%
京都府	26	18	17	94%
大阪府	43	1	1	100%
兵庫県	41	27	27	100%
奈良県	39	15	14	93%
和歌山県	30	25	23	92%
近畿	198	97	93	96%

【参考】（単位：件数、％）

令和6年度		
促進計画策定市町村数	交付市町村数	交付市町村率
①	②	②/①
11	11	100%
17	16	94%
1	1	100%
27	27	100%
15	14	93%
25	23	92%
96	92	96%

【対象となる地域】

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」の指定地域
- ② 地域の実情に応じて都道府県知事が指定する地域

【対象となる農用地】

多面的機能の発揮の促進に関する法律定められた促進計画区域内に存する農用地（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域内の農用地）及び地域計画区域内（農業経営基盤強化促進法に定める地域計画区域）で傾斜基準等を満たす農用地が、「1 ha以上まとまって存在」、若しくは、「農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上」の農用地

【傾斜基準等】

- ① 田で1/20以上、畑・草地・採草放牧地で15度以上の勾配がある農用地（急傾斜）
- ② 田で1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地で8度以上15度未満の勾配がある農用地（緩傾斜）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率（70%以上）の高い地域の草地
- ⑥ 「棚田振興法」によって指定された地域の急傾斜農用地及び同農用地と連なった緩傾斜農用地
- ⑦ ①～⑥の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

【促進計画】

市町村は、以下の内容を定めた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を作成することができる

- ①促進計画の区域、②促進計画の目標
- ③実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項
- ④特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

2. 協定数

令和7年度の協定数は、2,013協定（対前年▲134）で、うち集落協定が2,000協定（対前年▲136）、個別協定が13協定（対前年+2）となっています。

単価別に協定数をみると、集落協定のうち基礎単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は804協定、体制整備単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は1,196協定となっています。

また、個別協定のうち基礎単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は3協定、体制整備単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は10協定となっています。

(単位:件数)

府県	令和7年度						
	計	集落協定			個別協定		
			基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価
滋賀県	195	192	18	174	3	1	2
京都府	461	457	166	291	4	-	4
大阪府	1	1	-	1	-	-	-
兵庫県	589	586	170	416	3	-	3
奈良県	267	267	131	136	-	-	-
和歌山県	500	497	319	178	3	2	1
近畿局計	2,013	2,000	804	1,196	13	3	10

【参考】 (単位:件数)

令和6年度		
計	集落協定	個別協定
173	170	3
497	494	3
1	1	-
618	617	1
298	298	-
560	556	4
2,147	2,136	11

【協定・交付単価】

集落協定

複数の農業者等が、①協定の対象となる農用地の範囲、②構成員の役割分担、③集落マスタープラン、④協定で取り組む活動内容、⑤交付金の使用方法などについて取り決めたもの。

個別協定

認定農業者等が、農用地の所有者と利用権の設定等又は農作業受委託契約を締結し、①協定の対象となる農用地、②設定権利等の種類、③設定権利者・委託者、④設定権利等の契約年月日・契約期間、⑤交付金の使用方法などについて取り決めたもの。

基礎単価

集落協定にあつては、「農業生産活動等」及び「多面的機能増進活動」のみに取り組む場合、個別協定にあつては、「利用権の設定等」又は「農作業受委託」のみに取り組む場合の交付単価（8割水準）。

体制整備単価

上記の基礎単価に加え、「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」を実施する場合（個別協定にあつては自作地に限る）の交付単価（10割水準）。

3. 交付面積

令和7年度に交付金が交付された面積（以下「交付面積」という。）は24,315ha（対前年▲1,227ha）で、うち集落協定が24,266ha、個別協定が48haとなっています。

市町村が策定する促進計画に掲げられている交付の対象となる農用地の面積（以下「対象農用地面積」という。）は33,341ha（対前年▲804）となっており、対象農用地面積に対する交付面積の割合（以下「交付面積率」という。）は、72.9%（対前年▲1.9）となっています。

(単位:ha、%)

府県	令和7年度				
	交付面積			対象農用地面積 ②	交付面積率 ①／②
	①	集落協定	個別協定		
滋賀県	3,002	2,985	17	3,155	95.2%
京都府	4,994	4,979	15	6,414	77.9%
大阪府	16	16	0	16	100.0%
兵庫県	5,552	5,543	9	5,840	95.1%
奈良県	2,706	2,706	0	4,489	60.3%
和歌山県	8,045	8,038	7	13,429	59.9%
近畿	24,315	24,266	48	33,341	72.9%

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

(参考) (単位:ha、%)

令和6年度		
交付面積 ①	対象農用地面積 ②	交付面積率 ①／②
2,580	3,033	85.1%
5,211	6,349	82.1%
16	16	100.0%
5,917	6,360	93.0%
2,780	4,476	62.1%
9,038	13,911	65.0%
25,542	34,145	74.8%

農業振興地域農用地区域に占める交付面積の割合

○近畿全体

①農用地区域内農用地面積	185,675 ha
②対象農用地面積	33,341 ha
③交付面積	24,315 ha
③／② = 72.9%	

※ ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

	①農用地面積	農業振興地域農用地区域内の農用地面積 (R6.12.31現在 近畿農政局調べ)
	②対象農用地	①のうち本制度の対象となりうる農用地面積 (p1【対象となる農用地】参照) 山村振興法ほか8法及び都道府県知事が指定する特認地域であって促進計画を策定し、かつ、1ha以上の団地のうち田1/20以上、畑等15度以上等
	③交付面積	②のうち交付金が交付された農用地面積

（１）単価別交付面積

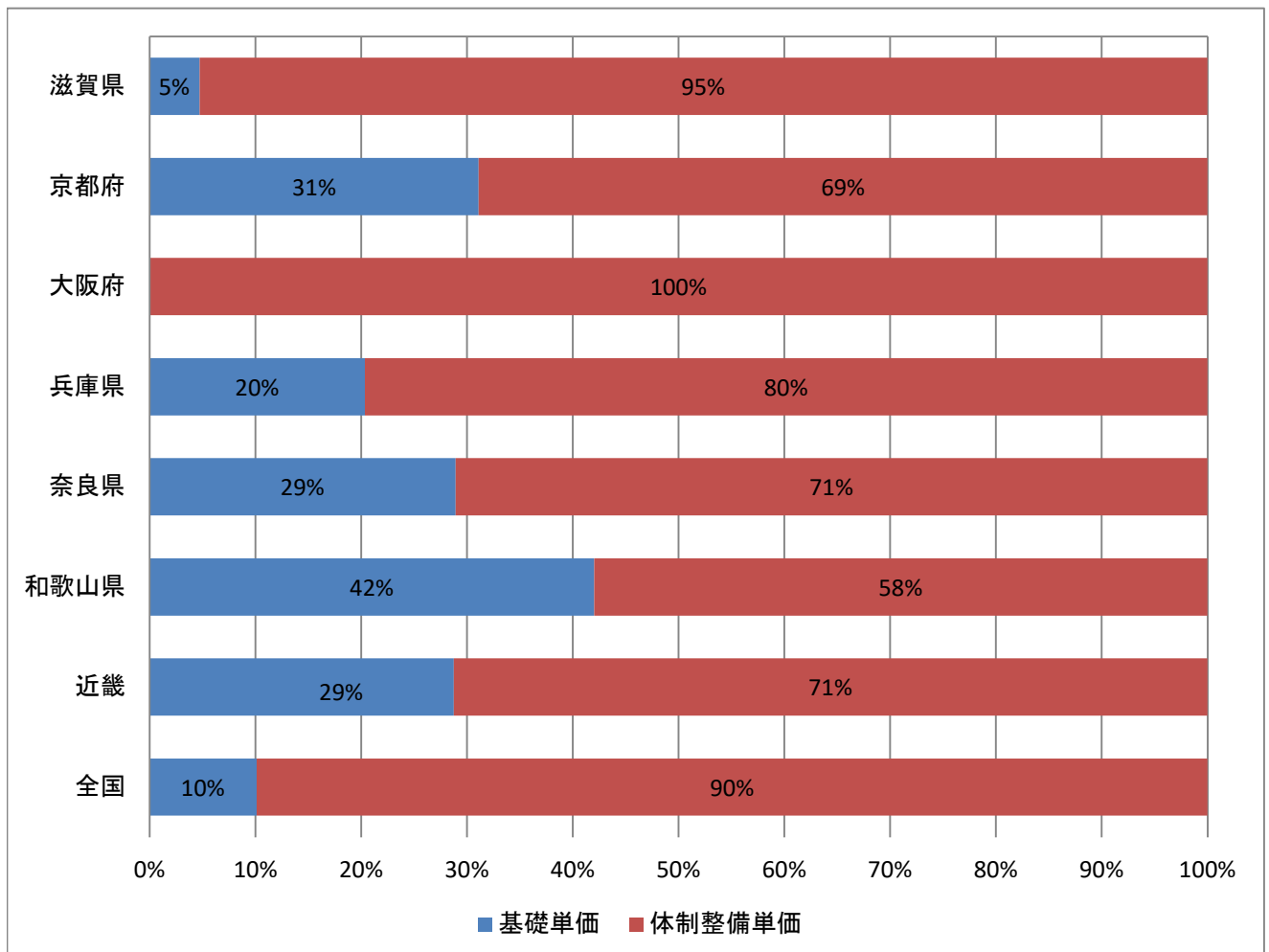
交付面積を交付単価別にみると、基礎単価による交付面積が6,989ha（対前年▲262）、体制整備単価による交付面積が17,326ha（対前年▲965）となっています。
体制整備単価による交付面積は、交付面積全体の約71%を占めています。

（単位：ha）

府県	交付面積			集落協定			個別協定		
		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価
滋賀県	3,002	142	2,860	2,985	130	2,854	17	11	6
京都府	4,994	1,554	3,440	4,979	1,554	3,425	15	－	15
大阪府	16	－	16	16	－	16	－	－	－
兵庫県	5,552	1,129	4,423	5,543	1,129	4,414	9	－	9
奈良県	2,706	783	1,923	2,706	783	1,923	－	－	－
和歌山県	8,045	3,381	4,664	8,038	3,375	4,663	7	6	1
近畿	24,315	6,989	17,326	24,266	6,972	17,295	48	18	31
（Ｒ６）近畿	25,542	7,251	18,291	25,503	7,244	18,259	39	7	32
全国	583,605	59,065	524,540	576,147	58,518	517,629	7,458	547	6,911

注）ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

単価別交付面積の割合



(2) 地目別・基準別交付面積

交付面積を地目別・基準別にみると、田に対する交付面積が15,487ha（急傾斜9,262ha、緩傾斜6,211ha、高齢化率・耕作放棄率14ha）、畑に対する交付面積が8,799ha（急傾斜8,440ha、緩傾斜352ha、高齢化率・耕作放棄率7ha）、草地に対する交付面積は6ha、採草放牧地に対する交付面積は23ha（急傾斜21ha、緩傾斜1ha）となっています。

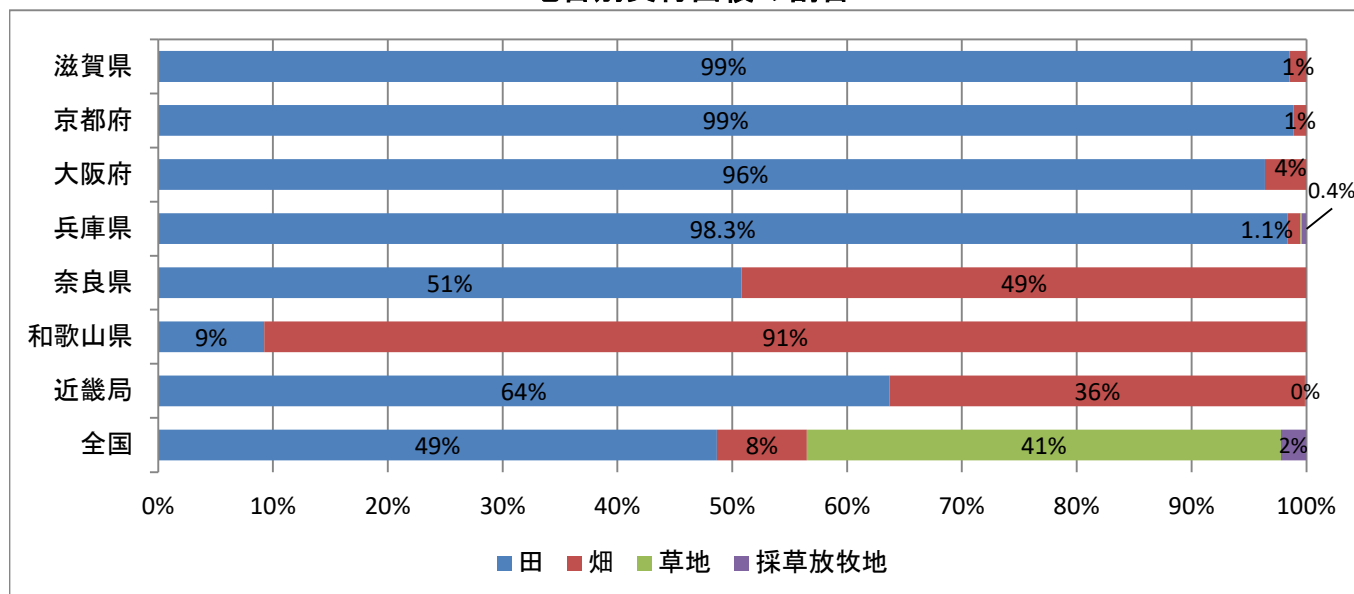
府県	交付面積	田						畑					
		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	小区画・不整形	8法地域内特認		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	8法地域内特認		
滋賀県	3,002	2,959	1,021	1,935	2	-	-	44	43	0	-	-	-
京都府	4,994	4,937	1,884	3,043	11	-	-	57	50	7	-	-	-
大阪府	16	15	10	6	-	-	-	1	0	0	-	-	-
兵庫県	5,552	5,460	4,834	626	-	-	-	64	28	36	-	-	-
奈良県	2,706	1,375	834	541	-	-	-	1,331	1,181	151	-	-	-
和歌山県	8,045	742	680	61	1	-	-	7,303	7,137	158	7	-	-
近畿局	24,315	15,487	9,262	6,211	14	-	-	8,799	8,440	352	7	-	-
全国	583,605	284,005	125,428	152,190	2,379	159	3,849	45,752	24,858	13,954	402	6,538	-

(単位:ha)

草地	採草放牧地					急傾斜	緩傾斜	8法地域内特認	
	急傾斜	緩傾斜	草地比率の高い草地	高齢化率・耕作放棄率	8法地域内特認				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	6	-	-	-	-	23	21	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	6	-	-	-	-	23	21	1	-
240,943	1,906	9,353	229,377	51	256	12,905	9,115	3,785	4

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

地目別交付面積の割合



(3) 地目別交付面積率

対象農用地面積を地目別にみると、田が19,042ha、畑が14,271ha、草地が6ha、採草放牧地が23haとなっており、地目別の交付面積率は、田が81.3%、畑が61.7%、草地が100%、採草放牧地が100%となっています。

【対象農用地面積】

(単位:ha)

府県	対象農用地 面積	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	3,155	3,111	44	-	-
京都府	6,414	6,160	253	-	-
大阪府	16	15	1	-	-
兵庫県	5,840	5,747	64	6	23
奈良県	4,489	2,523	1,966	-	-
和歌山県	13,429	1,485	11,943	-	-
近畿	33,341	19,042	14,271	6	23

【交付面積】

(単位:ha)

府県	交付面積	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	3,002	2,959	44	-	-
京都府	4,994	4,937	57	-	-
大阪府	16	15	1	-	-
兵庫県	5,552	5,460	64	6	23
奈良県	2,706	1,375	1,331	-	-
和歌山県	8,045	742	7,303	-	-
近畿	24,315	15,487	8,799	6	23

【交付面積率】

(単位:%)

府県	交付面積率	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	95.2%	95.1%	100.0%	0.0%	0.0%
京都府	77.9%	80.1%	22.4%	0.0%	0.0%
大阪府	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
兵庫県	95.1%	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%
奈良県	60.3%	54.5%	67.7%	0.0%	0.0%
和歌山県	59.9%	50.0%	61.1%	0.0%	0.0%
近畿	72.9%	81.3%	61.7%	100.0%	100.0%

※ 交付面積率 = 交付面積 / 対象農用地面積

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

【地目】

田 : たん水するための畦畔およびかんがい機能を有している土地

畑 : 田以外の農地で草地を除く畑 (樹園地を含む)

草地 : 畑のうち牧草の栽培を専用とする畑

採草放牧地 : 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの

4. 交付総額

令和7年度の交付金の総額は3,613百万円（対前年▲118）で、基礎単価による交付額は803百万円、体制整備単価による交付額が2,810百万円となっています。体制整備単価による交付金額は全体の78%を占めています。

(単位:百万円、%)

府県	令和7年度				
	交付金額	基礎単価		体制整備単価	
		交付額	交付金額に占める割合	交付額	交付金額に占める割合
滋賀県	423	14	3%	409	97%
京都府	678	159	23%	519	77%
大阪府	2	－	0%	2	100%
兵庫県	1,105	187	17%	918	83%
奈良県	355	89	25%	266	75%
和歌山県	1,049	355	34%	694	66%
近畿局計	3,613	803	22%	2,810	78%

(参考) (単位:百万円)

令和6年度	
交付金額	
366	
686	
3	
1,158	
341	
1,179	
3,731	

注）ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

5. 加算単価取組協定

令和7年度の交付金の上乗せ加算の適用を受けた協定は、棚田地域振興活動加算が25協定、超急傾斜農地保全加算が189協定、ネットワーク化加算が23協定、スマート農業加算が176協定、集落機能強化加算の経過措置が40協定となっています。

府県	(単位: 件数、ha)									
	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全加算		ネットワーク化加算		スマート農業加算		集落機能強化加算の経過措置	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
滋賀県	5	109	8	57	6	97	34	646	3	87
京都府	2	18	20	122	9	510	44	866	23	184
大阪府	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
兵庫県	5	53	80	504	5	67	56	694	12	241
奈良県	4	69	5	14	－	－	26	221	－	－
和歌山県	9	95	76	2,048	3	51	16	630	2	319
近 畿	25	344	189	2,744	23	724	176	3,057	40	831

注）ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

6. 集落協定の動向

(1) 概要

令和7年度の1協定当たりの平均の交付面積は、12ha(対前年±0)となっています。平均の交付面積が最も高いのは滋賀県と和歌山県で、1協定当たり16haとなっています。

また、1協定当たりの平均の交付金額は180万円(対前年+6)、参加者1人当たりの平均の交付金額は8.1万円(対前年+0.2)となっています。

(単位: 人、ha、万円、件数)

府県	1 協定当たりの平均			参加者 1 人 当たりの 平均	1 市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積	交付金額	交付金額	協定数	交付面積	交付金額
滋賀県	27	16	219	8.3	17	271	3,830
京都府	23	11	148	6.4	27	293	3,976
大阪府	40	16	249	6.2	1	16	249
兵庫県	22	9	188	8.7	22	205	4,087
奈良県	18	10	133	7.3	19	193	2,537
和歌山県	23	16	211	9.2	22	349	4,558
近畿局計	22	12	180	8.1	22	261	3,878
全国	21	27	234	11.0	21	586	5,005

<参考（令和6年度）>

(単位: 人、ha、万円、件数)

府県	1 協定当たりの平均			参加者 1 人 当たりの 平均	1 市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積	交付金額	交付金額	協定数	交付面積	交付金額
滋賀県	27	15	213	8.0	15	233	3,297
京都府	24	11	138	5.8	31	325	4,276
大阪府	41	16	250	6.1	1	16	250
兵庫県	21	10	188	8.8	23	219	4,287
奈良県	18	9	114	6.5	21	199	2,437
和歌山県	22	16	212	9.4	24	393	5,119
近畿局計	22	12	174	7.9	23	277	4,049
全国	21	26	220	10.5	24	612	5,270

(2) 集落協定における交付面積別協定数

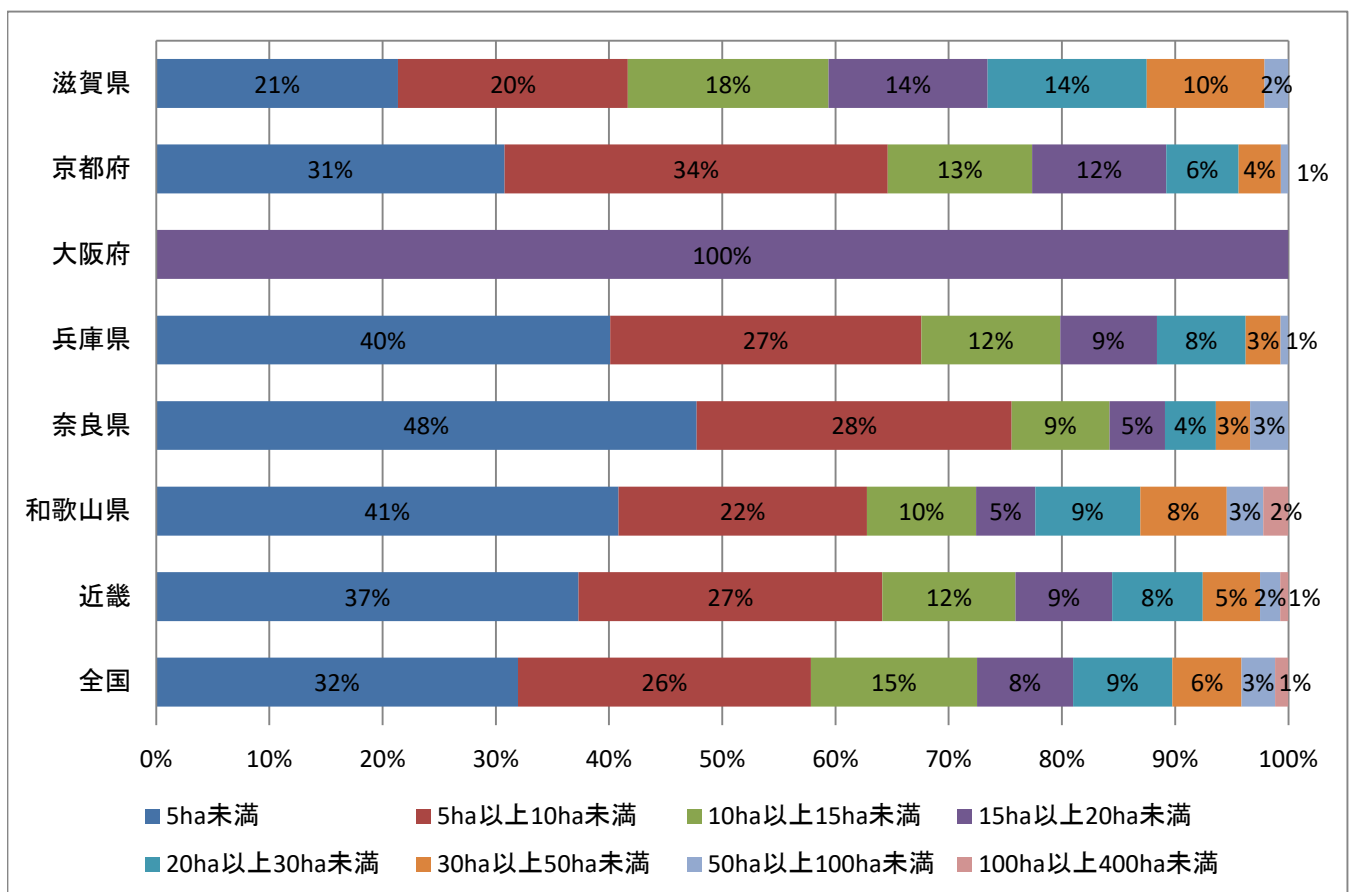
交付面積別の集落協定数をみると、746協定が5ha未満の協定で、集落協定全体の37%にあたります。

一方、15ha以上の協定は482協定となっており、集落協定の24%にあたります。

(単位: 件数)

府県	計	交付面積別協定数										
		5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上 400ha未満	400ha以上 700ha未満	700ha以上 1000ha未満	1000ha以上
滋賀県	192	41	39	34	27	27	20	4	-	-	-	-
京都府	457	140	154	58	54	29	17	3	2	-	-	-
大阪府	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	586	235	161	72	50	46	18	4	-	-	-	-
奈良県	267	127	74	23	13	12	8	9	1	-	-	-
和歌山県	497	203	109	48	26	46	38	16	11	-	-	-
近畿	2,000	746	537	235	171	160	101	36	14	-	-	-
全国	21,069	6,706	5,431	3,078	1,777	1,841	1,283	623	243	28	11	48

農用地面積規模別集落協定数の割合



(3) 集落協定の活動内容

ア) 集落マスタープランの内容（全協定）

集落の概ね10～15年後を見据えた将来像の策定及びそれを実現するための5年間の活動方策を位置付ける「集落マスタープラン」の内容をみると、集落の目指すべき将来像として「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」を目指す協定が1,740協定と最も多く、次いで「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」を目指す協定が690協定となっています。

(単位:件数)

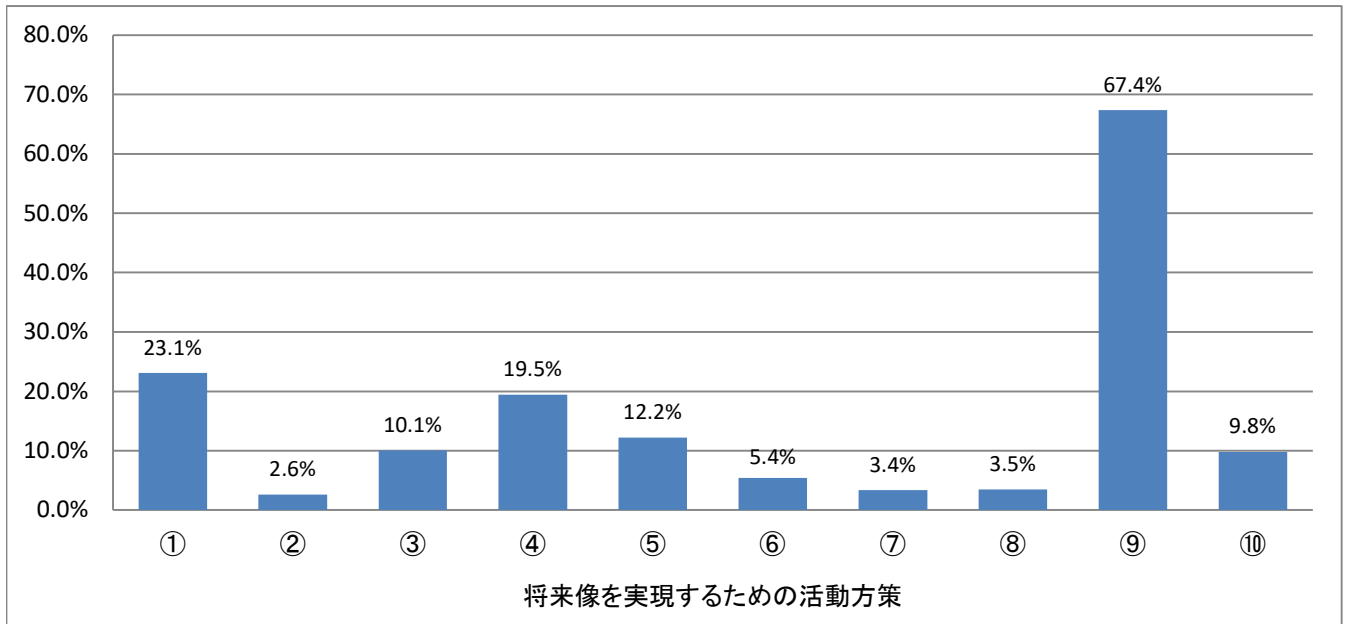
府県	集落協定総数	集落の目指すべき将来像			
		① 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	② 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③ 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	④ その他
滋賀県	192	176	98	8	25
京都府	457	358	158	78	24
大阪府	1	—	1	—	—
兵庫県	586	541	222	28	32
奈良県	267	255	87	10	4
和歌山県	497	410	124	26	80
近 畿	2,000	1,740	690	150	165

また、上表の「集落の目指すべき将来像」と関連する「将来像を実現するための活動方策」には、農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備えたサポート体制等の「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」を掲げる協定が最も多く、1,348協定（集落協定総数の約67%）となっています。

(単位:件数)

府県	集落協定総数	将来像を実現するための活動方策									
		① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	② 高付加価値型農業	③ 農業生産条件の強化	④ 担い手への農地集積	⑤ 担い手への農作業の委託	⑥ 新規就農者等による農業生産	⑦ 地場産農産物等の加工・販売	⑧ 消費・出資の呼び込み	⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	⑩ その他
滋賀県	192	81	6	21	68	38	11	10	18	127	31
京都府	457	122	15	18	95	76	29	19	12	307	22
大阪府	1	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—
兵庫県	586	182	17	24	100	87	24	19	25	413	33
奈良県	267	41	3	26	47	27	14	11	6	181	19
和歌山県	497	35	11	112	78	16	30	8	8	319	91
近 畿	2,000	462	52	201	389	244	108	67	69	1,348	196

将来像を実現するための活動方策の割合



注) ①～⑩は、前表の項目に対応した番号
各割合は、前表の①～⑩を集落協定総数で除した値

イ) 農業生産活動等として取り組むべき事項（全協定）

①農業生産活動等（必須事項）

農業生産活動等の必須事項である「耕作放棄の発生防止の活動」には、「農地の法面管理」に取り組む協定が1,400協定（集落協定総数の約70%）と最も多く、次いで「柵、ネット等の設置」（鳥獣被害防止対策）に取り組む1,313協定（同約66%）、「賃借権設定・農作業の委託」に取り組む556協定（同約28%）の順となっています。

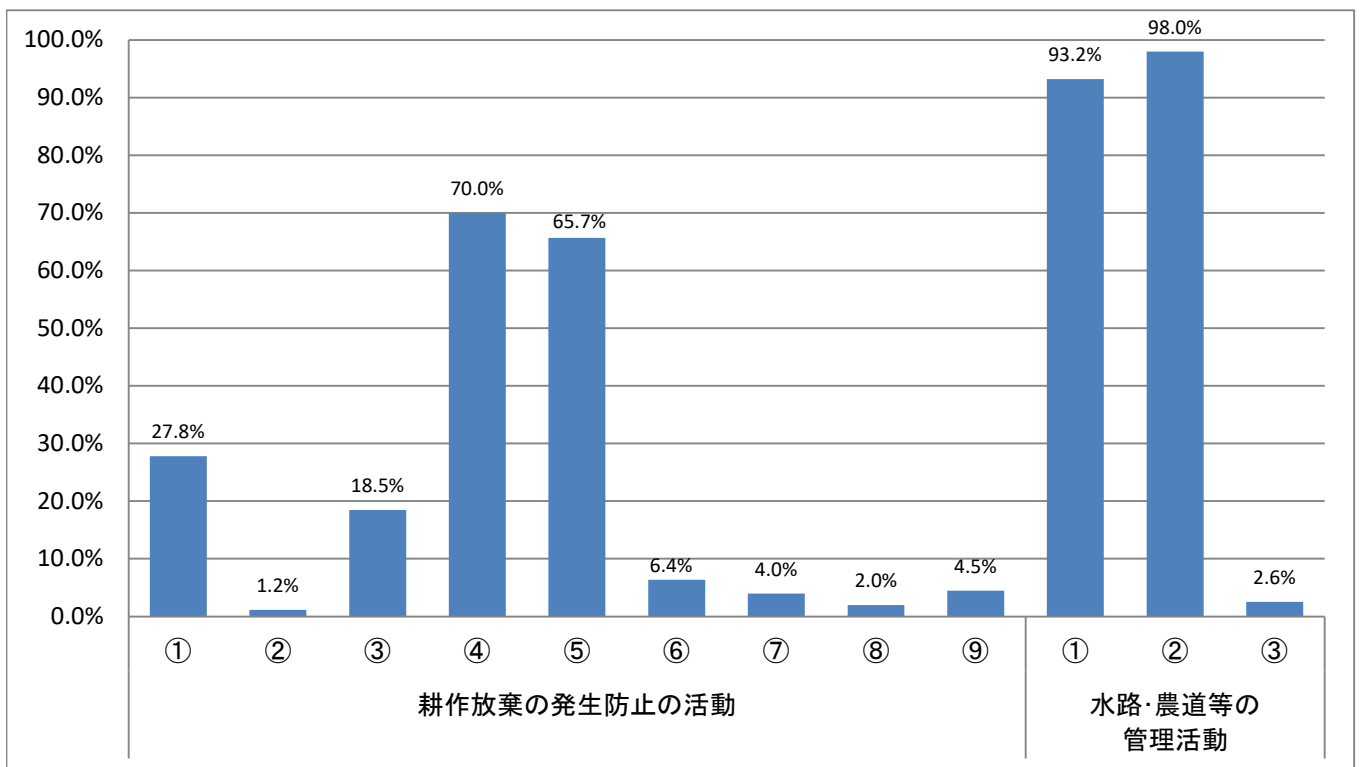
また、同じく必須事項である「水路・農道等の管理活動」には、「農道の管理」に取り組む協定が1,959協定（集落協定総数の98%）、「水路の管理」に取り組む協定が1,864協定（同約93%）となっています。

（単位：件数）

府県	集落協定総数	耕作放棄の発生防止の活動									水路・農道等の管理活動		
		①賃借権設定・農作業の委託	②既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産的利用	③既荒廃農用地の保全管理	④農地の法面管理	⑤柵、ネット等の設置	⑥簡易な基盤整備	⑦担い手の確保	⑧地場農産物の加工・販売	⑨その他（土地改良事業、災害復旧、地目変更等）	①水路の管理	②農道の管理	③その他の施設の管理
滋賀県	192	70	2	25	134	146	29	19	5	8	188	191	4
京都府	457	127	3	53	317	360	29	18	10	7	443	455	4
大阪府	1	1	—	—	1	1	—	—	—	—	1	1	—
兵庫県	586	207	12	68	437	456	34	25	8	3	581	580	19
奈良県	267	85	4	85	173	151	14	5	3	1	232	260	12
和歌山県	497	66	2	138	338	199	21	13	13	70	419	472	12
近畿	2,000	556	23	369	1,400	1,313	127	80	39	89	1,864	1,959	51
R6近畿	2,136	579	23	249	1,477	1,362	163	81	37	30	1,984	2,082	126

注) 水路・農道等の管理活動の「③その他の施設の管理」には、「ため池や揚水機の管理」等がある。

農業生産活動等として取り組むべき事項の割合



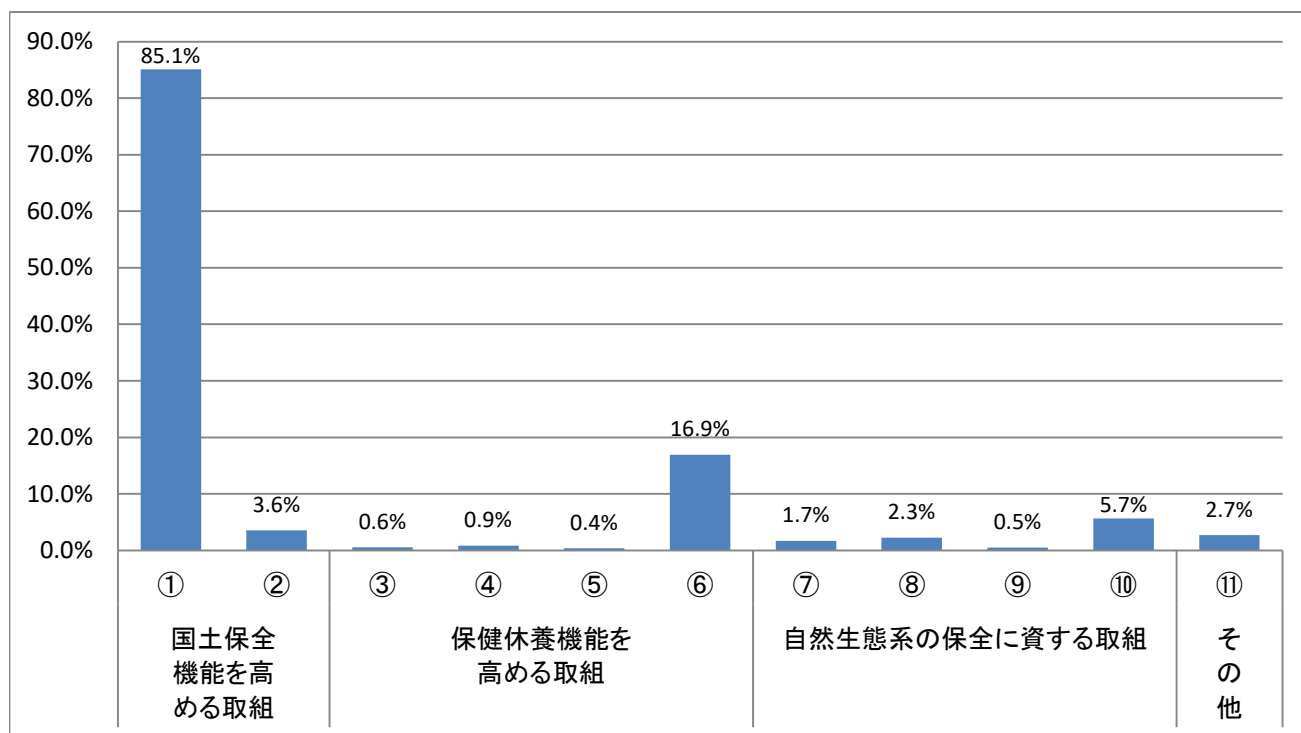
注) 耕作放棄の発生防止の活動①～⑨、水路・農道等の管理活動①～③は、前表の項目に対応した番号
各割合は、前表の耕作放棄の発生防止の活動①～⑨、水路・農道等の管理活動①～③を集落協定総数で除した値

②多面的機能を増進する活動（選択的必須事項）

「多面的機能を増進する活動」には、「国土保全機能を高める取組」として「周辺林地の下草刈」を選択する協定が1,702協定（集落協定総数の約85%）と最も多く、次いで、「保健休養機能を高める取組」として「景観作物の作付け」を選択する協定が338協定（同約17%）となっています。

府県	集落協定総数	国土保全機能を高める取組		保健休養機能を高める取組				自然生態系の保全に資する取組				⑪ その他活動
		① 周辺林地の下草刈	② 土壌流亡に配慮した営農	③ 棚田オーナー制度	④ 市民農園等の開設・運営	⑤ 体験民宿（グリーン・ツーリズム）	⑥ 景観作物の作付け	⑦ 魚類・昆虫類の保護	⑧ 鳥類の餌場の確保	⑨ 粗放的畜産	⑩ 堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鴨の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付	
滋賀県	192	163	9	5	4	1	35	7	5	-	5	9
京都府	457	374	12	2	1	4	89	6	13	2	24	29
大阪府	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	586	465	21	-	5	2	147	12	24	8	67	11
奈良県	267	246	10	2	3	1	31	5	3	-	8	2
和歌山県	497	453	19	2	3	-	36	4	-	-	9	3
近畿	2,000	1,702	71	11	17	8	338	34	45	10	113	54
(参考) R6	2,136	1,722	84	17	15	14	404	28	16	40	122	87

多面的機能を増進する活動に取り組む内容の割合



注) ①～⑪は、上表の項目に対応した番号
各割合は、上表の①～⑪を集落協定総数で除した値

ウ) ネットワーク化活動計画の策定状況

ネットワーク化計画の作成については、第6期から体制整備のための前向きな活動として、計画の作成を計画した場合に体制整備単価を受けられることとなりました。

令和7年度については、ネットワーク化活動計画の策定に取組（体制整備単価）とした協定が2,000協定の内1,196協定（取組割合60%）で、内計画を作成した協定は377協定（策定割合19%）となっています。

令和7年度				
府 県	集落協定数	体制整備単価取組協定数	ネットワーク化計画策定済み協定数	策定割合
滋賀県	192	174	67	39%
京都府	457	291	54	19%
大阪府	1	1	1	100%
兵庫県	586	416	189	45%
奈良県	267	136	16	12%
和歌山県	497	178	50	28%
近 畿	2,000	1,196	377	32%
全 国	21,069	14,205	5,441	38%

エ) 交付金の配分割合（全協定）

交付金の使途については、共同取組活動への配分や個人配分も可能です。

共同取組活動への配分割合をみると、管内では48.3%（対前年+4.3%）となっており、府県別では、大阪府で100%、滋賀県が68.0%、京都府が67.8%、と高くなっています。

また、集落協定2,000のうち、共同取組活動への配分割合50%以上の協定が996協定でおよそ半分となっています。

(単位: %)			(単位: 件数)						
府県	共同取組活動への配分割合		共同取組活動への配分割合別集落協定数						
	令和6年度	令和7年度	計	0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
滋賀県	60.0 %	68.0 %	192	9	17	23	46	18	79
京都府	64.0 %	67.8 %	457	13	32	67	120	29	196
大阪府	100.0 %	100.0 %	1	–	–	–	–	–	1
兵庫県	51.5 %	53.3 %	586	8	81	173	182	30	112
奈良県	35.6 %	37.8 %	267	43	72	54	70	9	19
和歌山県	22.3 %	25.9 %	497	87	192	133	70	4	11
近畿	44.0 %	48.3 %	2,000	160	394	450	488	90	418
全国	44.1 %	48.2 %	21,069	1,328	3,571	5,814	7,311	789	2,256

交付金の共同取組活動への配分割合

